

（１）大学・学科の設置理念

①大学

大阪体育大学（以下、本学）は、昭和40（1965）年4月、大阪府茨木市に関西で初めての体育大学を設立し、体育学部体育学科に、学校体育、社会体育、生産体育の3コースを置き、特色ある大学としてスタートした。「不断努力により智・徳・体を修め社会に奉仕する」という建学の精神のもとに「人類の平和と幸福のため修学修身知識と体力の開発に精進努力する」を学是とし、常に社会動向に関心を向け、本学が取り組むべき教育研究内容を発展させるため、学部・学科の開設や改組などに取り組み、現在に至っている。

昭和40（1965）年 大阪体育大学体育学部体育学科開設
 平成 4（1992）年 体育学研究科修士課程開設
 平成 9（1997）年 体育学部生涯スポーツ学科開設
 平成13（2001）年 大学院スポーツ科学研究科博士前期課程、博士後期課程開設
 平成15（2003）年 健康福祉学部健康福祉学科開設
 平成18（2006）年 体育学部を改組し、スポーツ教育学科、健康・スポーツマネジメント学科開設
 平成27（2015）年 教育学部教育学科開設
 平成30（2018）年 健康福祉学部健康福祉学科閉学
 現在に至る

本学の教育目的は、「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ、健康福祉及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い見識を備える実践的、創造的な人材を養成し、国民の健康とスポーツ文化、社会福祉及び学校教育の向上に寄与すること」としている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

1. 教育学部教育学科設置の趣旨

①社会的背景及び学校現場の動向

新学習指導要領では「生きる力」を育む理念のもとに、知識や技能の修得、思考力・判断力・表現力などの育成を重視している。少子化や家庭環境の変化、情報化やグローバル化の進展により国際的な視点が求められる中で「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の知・徳・体をバランスよく身につける教育が求められている。

学力においては、学ぶ意欲の低下や学習習慣の欠如などが指摘され、児童期に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に修得させ、これらを活用して課題を解説するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことで確かな学力を身につけさせる教育が必要となっている。

豊かな人間性の形成には、教科教育のみならず、体験活動や児童会、生徒会活動、学校行事など学校教育全体を通じて、規範意識や道徳心の醸成、自尊・自律の心、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな心を育む教育が求められている。

また、学校現場においては、いじめ、暴力行為、不登校、体罰など学校を取り巻く課題が深刻な状況になっており、それらの問題に関する認識を深め、早期発見や学校現場での適切な対応はもとより、学校・家庭・地域が連携して解決にあたることが求められている。

健康・体力面においては、子どもの体力低下傾向には歯止めがかかってきているが、基礎的運動能力は依然として低い状況にある。また近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められ、運動習慣が身についていない子どもに対する支援の充実が求められ、学校体育だけでなく、様々な教育活動の中で体を動かす楽しさを知り、運動習慣を身につける教育が必要となっている。

②教育学部教育学科設置の趣旨

大阪体育大学は教育目的のもとに教育研究活動に取り組み、これまでの中学校・高等学校の保健体育教員をはじめ、プロスポーツ選手やオリンピック選手、警察・消防等の公務員、一般企業など様々な分野に人材を輩出してきた。

教育学部に改組する前の健康福祉学部では福祉専門職の養成とともに、保健体育教員、特別支援学校教員の養成を行っていたが、平成26年度の教員希望者は入学生の約7割にも達する状況になり、健康福祉学部の教育目的が学生の希望にそぐわなくなった。

大阪体育大学では、建学の精神、学是に則り、これまでの教育研究の実績と経験を生かし、21世紀の社会で生きる力を持った子どもを育てる教員を養成し、社会に貢献・奉仕する教育学部教育学科を設置した。

2. 教育学部設置の必要性

①確かな学力を身につけ、たくましく生きる児童生徒を育成する教員養成の必要性

基礎的な知識・技能を身につけ、それらを活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育むこと。意欲的・主体的に学び課題にチャレンジする児童生徒の育成が求められている。幼児、児童生徒を適切に理解し、教育内容についての豊かな識見を養い、様々な指導方法を駆使して、確かな学力の修得を可能とする教員、大きく変化する社会の中で、教育の専門性の基礎を修得し、不断に学び続ける教員の養成が必要となっている。

②豊かな心と人間関係を育む教育活動を推進する教員養成の必要性

都市化や少子化が進み、学校や地域における人間関係が希薄化する中で、道德教育、人権教育、学級活動等全教育活動を通じて、自らの命の尊さや他人を思いやる心など道德性の涵養が重要な課題となっている。

また、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事など異年齢集団による特別活動を通じて健全な自尊感情、責任感、礼儀作法などを含めた規範意識、人間関係を築く能力などを養い、豊かで幅広い人間関係を育成する教育が求められている。授業における教科等の指導はもとより、自主活動、体験活動、学校行事など様々な場面で豊かな心と人間関係を育む教育及び活動を推進できる教員の養成が必要である。

③幼児、児童生徒の体力向上を図る教育指導をする教員育成の必要性

体力は、知性を磨き、知力を働かせて活動していく源であり、生活する上での意欲や気力の源である。人としての創造的な活動には、体力の向上が極めて重要な要素で、学校集団の中での運動遊びや体育などの身体活動を通じて、運動習慣や健康的な生活を送る意識を芽生えさせるためには、適切な保健体育指導が重要である。幼児、児童生徒の発達・成長期に体力・知力・気力を一体として成長させ、体力向上を図る教育指導をする教員を養成する必要がある。

④健康に生活するための指導をする教員養成の必要性

生涯にわたり健康的に生活するためには、体力の維持向上とともに、生活習慣の改善

や、生活習慣病などの理解が必要である。都市化や核家族化、夜型の生活など国民全体のライフスタイルの変化は、心身の健康に影響を及ぼしており、生活習慣の基本や心身の健康保持増進を指導できる教員を養成する必要がある。

⑤障害者や特別な支援が必要な幼児、児童生徒を理解した教員養成の必要性

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査では、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を持っていると担任教員が回答した児童生徒の割合は、6.5%と発表された。特に、発達障害については一人ひとりの状態が異なり、個別の支援や指導計画が必要であり、発達障害を含む障害に関する知識や技能を理解し、活用できる教員が求められている。障害者や特別な支援が必要な幼児、児童生徒を理解し、適切な指導ができる教員を養成する必要がある。

⑥特別支援教育の発展と実践化の必要性

本学では、平成21年度に健康福祉学部が特別支援学校教員養成課程の認定を受け、特別支援学校教員養成を開始するとともに、障害のある子ども・気になる子どもの教員相談や特別支援学校教員とのケーススタディーを行う「トワイライト教室」を実施してきた。

教育学部が設置され健康福祉学部が閉学された後も、継続して実施している。また、地域公開講座「特別支援教育 教育講演会」を毎年開催し、特別支援教育の研究と教育現場での実践の交流に取り組んでいる。これらの活動は、障害児の保護者だけでなく、特別支援学校や市町村教育委員会からも大きく期待されており、特別支援教育の研究や教育現場での実践を深める教育研究機関として、さらなる発展が期待される。

(2) 教員養成の目標・計画

①大学

本学は「不断の努力により知・徳・体を修め社会に貢献する」人間を形成するための全人教育を理念として、これまでその実現を目指して教育活動を行ってきた。そうしたなかで、近年急速に、グローバル化、情報化、少子・高齢化、高学歴化が進み、「知識基盤社会」に向けた社会構造の変革期を日本社会は迎えている。このような情勢のもとで教育への期待はこれまで以上に高まり、従来にも増して高度な対応が学校に求められている。

本学では、こうした現状認識の下で次の2つの理念を掲げて教員養成に取り組んでいる。

1. 高度な専門性を有した教員の育成

体育学部スポーツ教育学科、健康・スポーツマネジメント学科並びに教育学部教育学科では、それぞれ体育・スポーツ、健康福祉、教育に関する最新の科学理論と技術を教授し、豊かな教養と幅広い識見を備えた実践的・創造的な教員養成を行っている。

2. Active Teacherの育成

本学は高い専門性の修得だけでなく積極的に活動する教員の育成を目指している。学校現場では、自ら率先して動き、生徒に対してだけでなく教職員や保護者に対しても積極的に働きかけて、学校文化を再生・創造していく力強い実践的な指導力が求められており、高度な専門性・科学性と実践力を兼ね備えた教員養成を行っている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

教育学部では、次の教育目標の基に、学校教育が直面する諸課題に対応できる教員養成を行う。

- ・教育学に立脚し、教育の真理や原理を探究し、未来を担う幼児、児童生徒の健全な育成と確かな学力を育てる教員養成教育と研究
- ・実践的な教養に立脚し、豊かな人間性や幼児、児童生徒が変化の激しい時代を生き抜く力を身につけさせることができる教員養成教育と研究

1. 「生きる力」を育む教員

幼児、児童生徒への教育的愛情や教育に対する使命感や責任感を持ち、教職及び教科等に関する専門的な知識を基盤として、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育む実践的な指導力を身につけた教員、また、自らの指導力を高め、資質能力や知識技能の向上に向け、学び続ける意欲を持った教員を養成する。

①教育者としての情熱

学校教育の直接の担い手である教員は、幼児、児童生徒の心身の発達や人格形成に大きな影響を及ぼす。幼児、児童生徒が21世紀を生き抜く力を身につけるためには、教育に対する使命感や責任感、探求力、教育的愛情を持った教員の存在が必須であり、教育学部では新たな学びを支え、自らの指導力を高め、資質能力や知識技能の向上に向け、探求力を持ち、学び続ける情熱を持った教員を養成する。

②教育学の高度な知識・技能と指導力

教科指導においては、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育成し、基礎的・基本的な知識・技能を身につけ、これを活用して学習活動や課題探求型の学習、様々な言語活動や協動的学びなどを取り組ませる、新たな学びを展開できる実践的指導力を身につけた教員養成を行う。また、生徒指導、学級経営等を的確に実践し、学校における様々な教育課題に対応できる力のもとより、新たな課題であるグローバル化、情報化、特別支援教育などにも対応できる高度な知識・技能を持った教員を養成する。

③豊かな人間性と高い人権意識

幼児、児童生徒の思いを理解し、共感し、適切に指導していくために、豊かな人間性に加えて、人権意識を持ち、常識や教養などの社会性やコミュニケーション能力等の対人関係能力を有した教員を養成する。

学校現場では、複雑かつ多様な課題に対応する力が必須である。このため同僚や他校の教職員とも課題を共有し、チームで対応する力や保護者や地域の組織等と連携・協働する力を持った教員を養成する。

2. 保健体育教育に精通した教員

①保健体育教育に精通した幼稚園教員並びに小学校教員の養成

確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、現代の学校教育における諸課題に対応できる教員を養成する。保健体育教育の基礎を学ぶことで、「生きる力」の基盤となる健康・体力面の指導育成や、心身の調和のとれた発育を促すための指導を行うとともに、子どもの体力向上や、体力格差の解消に向け、指導的な役割を果たし、成長著しい時期での健康の維持・増進を指導できる教員養成を行う。

②幅広い体育種目に精通した中学校・高等学校の保健体育教員の養成

学習指導要領に示された保健体育の各領域はもとより、障害のある生徒や運動が苦手な生徒でも取り組めるアダプテッド・スポーツやニュースポーツの指導方法を身につけ、生

涯にわたり運動に親しむ資質や能力を育てる保健体育教員を養成する。また、心身の機能の発達と健康な生活や疾病の予防などを理解し、健康の保持増進の指導が行える保健体育教員を養成する。

3. 特別支援教育を理解している教員

学校教育法改正により、小学校・中学校においても、知的障害を伴わない発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等を含む障害のある児童生徒に対して適切な指導を行うこととされた。さらに近年では、障害等により配慮を必要とする幼児に対しても、幼稚園や保育所等で適切な指導を行う必要性が指摘されている。

教育学部では、特別支援教育を通じて、障害の理解や対応を身につけさせることにとどまらず、支援を必要とする幼児、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた指導ができる教員を養成する。

特別支援学校での教育に限らず、小学校・中学校等における特別支援教育コーディネーターとして、発達障害等のある児童生徒等への支援ができる教員の養成を行う。また、発達障害等のある幼児への支援ができる幼稚園教員の養成を行う。

（3）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

今日の我が国の子どもを取り巻く環境は、虐待や育児放棄、貧困など、多くの問題や課題を抱えている。社会構造や情報技術は急速に変化し家庭環境も複雑化しており、家庭内での育児能力の低下や共働き家庭が多くなっている状況から、保育所や認定こども園の需要は益々増えている。また、幼稚園に求められる幼児教育の内容も、単に遊びや生活リズムを整えるといった内容から、運動指導や英会話指導など多様な指導が求められるようになっていく。

さらに、子どもたちの生活や学びの基盤を充実するために、幼児期の教育と児童期の教育を円滑に接続して、組織的に支える仕組みが求められており、幼稚園、保育所、小学校が連携することが重要とされている。こうした背景には、小学校入学後の児童の問題行動（例えば、授業中に教室を出ていく、教師の話を聞かないなど）が、数ヶ月程度続く状況が問題視されていることにあり、文部科学省も解消に向けて幼保小連携の必要性に触れている。

子どもたちが小学校の生活に適応するには、幼稚園や保育所、幼保連携型こども園と小学校が連携して環境を整備していくことが必要と考えられるが、この問題の本質を理解するためには、幼児教育・保育と小学校の違いをとらえ、その要因を理解する必要がある。

そうした状況の中で、子どもの発育発達の特性を理解し、一人ひとりの幼児に応じた健全な発育発達を促すための体づくりや、生活面での自立や自主性と協調性を身につけさせ小学校生活につなげる幼児教育の担い手を養成する必要性があり、深い洞察力、多様化・複雑化する教育現場の課題に柔軟に対応できる幼稚園教諭と保育士を養成する意義があると考えられる。

そこで、教育学部教育学科では、既に課程認定を受けている小学校・中学校・高等学校（保健体育）・特別支援学校（知的障害者・肢体不自由者・病弱者の領域）に加え、幼稚園の教員養成を行う。

幼稚園教員の養成のために、幼児教育コースを新たに編成するとともに、従来の小学校教育コース、保健体育教育コースにおいても次の教育目標の基に幼稚園教員養成を行うことにより、副免許として幼稚園教諭一種免許状の取得を可能とする。

- ①子どもの生活リズムを基本として、遊びや体験を通じた活動を中心に健全な発育発達を促すための学習内容や指導法に関する基礎的理論と実践的指導能力を身につけた幼稚園教員養成教育と研究を行う。
- ②子どもに運動・スポーツの楽しさを体験させながら、子どもの運動機能や体力の低下の課題を解決できる活動力あふれる幼稚園教員養成教育と研究を行う。
- ③特別な配慮が必要な幼児を深く理解し、特別支援教育を通じて、障害のある子どもへの理解や対応を身につけるだけでなく、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を実践できる幼稚園教員、特別支援学校教員養成教育と研究を行う。

幼児教育コースでは、人格教育に重きを置き、乳幼児期から児童期・青年期にわたって発達段階の推移を俯瞰しながら、特に乳幼児期の子どもの発育発達に関する専門性の高い幼児教育者・保育者を養成し、幼保小連携の担い手を養成することを目的とする。主免許として幼稚園教諭一種免許状を取得し、副免許として小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）を取得できるようにし、併せて保育士資格も取得できるようにする。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

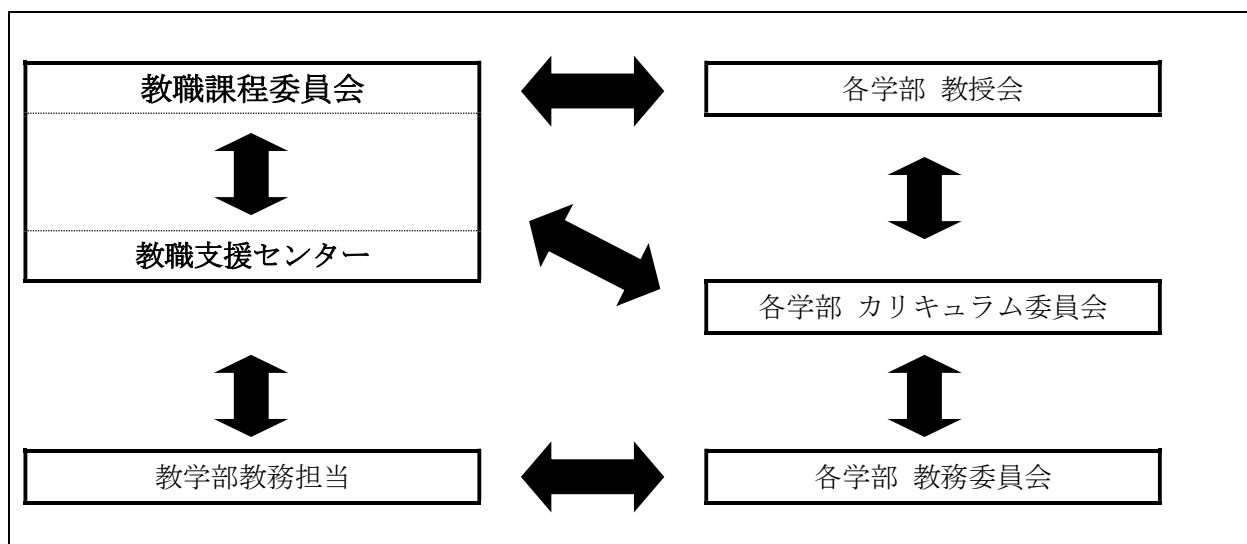
組織名称：	①全学教職課程委員会 ②大阪体育大学教育学部教職課程委員会
目的：	本学における、教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする者のために置く課程（以下「教職課程」という。）に関する事項を審議するため。
責任者：	委員長
構成員（役職・人数）：	教職科目担当の専任教員 その他学部長が必要と認めた専任教員 若干名 委員会が必要と認めた事務局職員
運営方法：	委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 （１）教職課程の設置及び運営の方針に関すること。 （２）教職課程におけるカリキュラムの編成に関すること。 （３）教職課程におけるカリキュラムの実施に関すること。 （４）小学校教諭免許状取得プログラムに関すること。 （５）各教員育成協議会との連携に関すること。 （６）教員採用試験に関すること。 （７）その他教職課程に関すること。

②

組織名称：	大阪体育大学キャリア支援部教職支援センター
目的：	本学における教職課程の質的向上を図るとともに、教員免許状取得及び教職への就業等、教職を志望する本学学生等の支援を目的とする。
責任者：	センター長
構成員（役職・人数）：	センター長（１名）・センター次長（１名）・センター専門職員（２名）・事務局職員（３名）
運営方法：	センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 （１）教職課程に関する教育の改善を図るために必要な企画及び運営に関すること。 （２）教職課程に関する教育の改善を図るために必要な調査・研究に関すること。 （３）教職課程認定申請手続き等に関すること。 （４）大学間協定に基づく小学校教員免許プログラムに関すること。 （５）教育実習に関すること。 （６）介護等体験に関すること。 （７）教員免許申請に関すること。 （８）教員採用試験等、教員採用に係る支援に関すること。 （９）教職教員に関する各種研修に関すること。 （１０）教育委員会、地域教育機関及び教育現場との連携協力に関すること。 （１１）その他センターの目的達成のために必要なこと。

様式第7号イ

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

大阪府内の市町村教育委員会との連携・協定を呼びかけ、現在、以下の市町との協定を締結している。

連携・協定を締結した教育委員会：大阪府・大阪市・熊取町・貝塚市・茨木市・高槻市・泉大津市・田尻町・高石市・阪南市・枚方市・泉佐野市・岸和田市・堺市・泉南市・和歌山県・京都市

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①

取組名称： 「学校インターンシップ」「特別支援学校インターンシップ」

連携先との調整方法： インターンシップ担当教員が窓口となり、各教育委員会及び実習校との連絡調整を行っている。

具体的な内容： 小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校での教育現場における実践活動を通じて、授業の方法、留意事項、児童・生徒とのかかわり方を学び、教師の役割や厳しさ、喜びを体験する。そのことによって教育の実践的能力を身につけることは勿論、教師になることへの自信と意欲の向上を目指すことを目的としている。

具体的には、毎週水曜日の午前中に実習を行い、時間毎の省察と終了時に報告会を実施している。巡回指導に関しては、担当教員が実習校へ出向き、学生への指導を行うと共に、実習校及び担当者との連絡調整を行っている。

②

取組名称： 学校ボランティア体験等

連携先との調整方法： 教職支援センターが窓口となり、各教育委員会及び実習校との連絡調整を行っている。

具体的な内容： 教育委員会及び学校現場からの依頼により、学習支援、小学校の体育授業サポート、プール指導、部活動の指導や学校行事の支援などを行っている。

また、学校現場だけでなく、障害者スポーツ大会や水泳教室、幼稚園での幼児体育指導なども行っている。

Ⅲ. 教職指導の状況

履修要項において教職課程に関する内容を明記するとともに、新入生オリエンテーション及び各学年次で教職課程に関するガイダンスを実施している。教職支援センターと教育実習担当教員が連携して、2年次以降に教育実習に関するガイダンスを実施している。

また、教職支援センターでは、教員採用試験等の学内説明会、教員採用試験受験対策講座、集団及び個人の模擬面接や模擬授業の指導、全国公開模擬試験の実施など多岐にわたるサポートを行っている。教職の履修相談や教員採用試験に関する相談など、随時対応している。

様式第7号ウ

＜教育学科＞（認定課程：幼一種免）

（1）各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1 年次	前期	・教育理念や教職の意義及び教員の役割、職務内容について理解を深めるとともに、教育の諸場面で必要になる情報処理の基礎知識を修得する。 ・保育内容総論を通して保育内容を総合的に捉える視点を修得する。幼稚園教育要領や保育所、保育指針のねらいと内容を中心に、保育の基本・指導の在り方、各領域の捉え方を理解し、総合的に指導することの重要性について学んでいく。
	後期	・教員として必要な、子どもの心身の発達や学習過程についての基礎理論や道德教育の理解と指導方法について修得する。 ・領域（健康・環境）の基礎を理解し、指導実践を修得する。 ・特別支援教育の基礎的理解や教育者としての心構え、常識・マナーを身につけるとともに現場の状況について理解する。 ・学校インターンシップの意義、目的、内容を理解し、実習に臨む構えを身につける。
2 年次	前期	・教育課程の授業を通して、意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメント）について理解する。 ・領域（人間関係・音楽表現）の基礎を理解し、指導実践を修得する。
	後期	・学校インターンシップ（実習）で現場を体験し、子どもとのコミュニケーションのとり方や実際の現場を体験することで幼稚園における教育について理解を深める。 ・領域（言葉）の基礎を理解し、指導実践を修得する。 ・領域（造形表現）の基礎を理解し、指導実践を修得する。 ・領域（健康）の指導法の基礎を理解し、指導実践ができる。
3 年次	前期	・領域（人間関係・表現の造形・表現の音楽）の指導法の基礎を理解し、指導実践ができる。 ・教育の方法や技術（情報通信技術の活用を含む）を理解し、指導実践ができる。 ・子どもへの指導及び保護者との教育相談について学び、子どもへの直接の教育以外に教員に求められる知識技術を修得する。 ・領域（環境・言葉）の指導法の基礎を理解し、指導実践ができる。
	後期	・前期から開始した専門演習Ⅰで、事例収集や調査方法の基礎、文献検索等を学び、調査研究の実際やプレゼンテーション・ディスカッションによる双方向性・相互啓発性によるコミュニケーション力を修得する。 ・教育に関する社会的、制度的事項について学び、子どもへの直接の教育以外に教員に求められる知識技術を修得する。 ・幼稚園における観察・参加・指導実習を通して、幼児への理解を深めるとともに、幼稚園教諭の職務について理解し、指導のための基礎的实践力を身につける。
4 年次	前期	・専門演習Ⅱで、自ら設定したテーマに応じて事例収集や調査方法の基礎、文献検索等を学び、調査研究の実際やプレゼンテーション・ディスカッションによる双方向性・相互啓発性によるコミュニケーション力を修得する。
	後期	・5領域の教育・指導法をはじめ、必要な知識・技能を身につけたうえで、教職実践演習において教育活動の意味や意義について分析し、教員に必要な知識を習得する。 ・前期に引き続き専門演習Ⅱにおいて個人又はグループで選定したテーマについて研究を進める。 ・授業においては、互いの考えを伝え合い自らの考えや集団の考えを発展させる観点から議論を深め、双方向性・相互啓発性を修得することで学び続ける力を身につける。

様式第7号ウ（教諭）

<教育学科>（認定課程：幼一種免）

（2）具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称						
		保育内容の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等		科目名称	領域に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第6条の6に定める科目	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期	科目区分	必要事項					
1 年次	前期	1-1	A	保育内容総論			日本国憲法	
		2	C	教職論			基礎体育Ⅰ	
		3	O	幼児理解			情報処理Ⅰ	
	後期	2	B	教育原論	幼児と健康	道德教育の指導法	基礎体育Ⅱ	特別支援教育論
		2	E	学校教育心理学	幼児と環境	学校インターンシップ	情報処理Ⅱ	
		2	F	特別ニーズ教育論				
2 年次	前期	2	G	教育課程論	幼児と人間関係		英語Ⅱa	書写実技
					幼児と音楽表現			発達障害教育総論
	後期	1-1	A	健康領域指導法	幼児と言葉		英語Ⅱb	学校インターンシップ（初等）
					図画工作実技（幼児と造形表現）			
3 年次	前期	1-1	A	人間関係領域指導法				音楽実技
		1-1	A	表現（造形）領域指導法				
		1-1	A	表現（音楽）領域指導法				
		1-1	A	環境領域指導法				
		1-1	A	言葉領域指導法				
		3	K	教育方法・技術論（情報通信技術の活用を含む）				
		3	M	教育相談				
	後期	2	D	教育行政学				
		4		教育実習（幼稚園）				
4 年次	前期							教職特講（教育課題研究）
								教職特講（学習評価論）
								教職特講（学級経営）
								教職特講（ICT活用教材研究）
	後期	4		教職実践演習（幼稚園・初等・中等）				